

『実務対応 病院会計—病院会計準則・医療法人会計基準に準拠』追録

* 「第3章 損益計算書」について、「医業外収益」と「医業外費用」を補足いたします。

1 医業外収益

医業外収益とは診療活動などの業務提供以外から発生する収益で経常的に発生する収益をいう。主な勘定科目としては、受取利息及び配当金や、有価証券売却益、患者外給食収益、運営費補助金収益等が該当する。

一方、病院会計準則において医業外損益とされている付随的な収益は、医療法人会計基準では事業損益として整理されている。このため、病院を開設する医療法人では、病院単位の財務諸表では医業外としていたものを、医療法人全体の財務諸表作成にあたっては事業収益に組み替えるか当初から事業(医業)収益として処理し、病院単位の財務諸表では、その旨と金額を注記して、病院会計準則に従った損益もわかるようにすることが求められている(ガイドライン 4-3)。

1. 受取利息及び配当金

(1) 勘定科目の説明

受取利息及び配当金とは、預貯金、公社債の利息、出資金等に係る分配金であり、本業である医業活動以外の業務から得られた収益であるため、医業外収益として経常損益の部に記載することとなる。

預貯金、公社債などの利息収益は時の経過、すなわち資金の預入期間の経過に応じて収益が発生するため、発生主義の原則に基づき貸借対照表日までの預入期間に対応する未回収額は該当する会計期間の損益計算に計上するとともに貸借対照表の資産の部に未収利息として計上する。一方、実際の現金等による受取額のうち、前期に属する預入期間に対応する金額は前期末に計上された未収利息と相殺することによって当期の損益計算から控除する。

出資金等の分配金には、出資先の総会などの決議に基づき分配が決定されるため、出資先の総会などの決議日の属する期の損益計算に計上することとなる。

(2) 会計処理

① 病院特有の論点

病院事業における特殊性はない。

② 仕訳例

X1年1月1日に預け入れ、X1年12月31日満期の定期預金の満期日に受け取る受取利息は120である。会計期間は4月1日～3月31日である。

(i) 決算時の処理 (X1年3月)

未収利息 (未収収益)	30	/	受取利息	30
-------------	----	---	------	----

* $120 \times (3/12) \text{ヶ月} = 30$

(ii) 翌期の振戻の処理

受取利息	30	/	未収利息 (未収収益)	30
------	----	---	-------------	----

(iii) 満期日の利息受取時

現金及び預金	1,200	/	受取利息	120
--------	-------	---	------	-----

(3) 開示

	病院会計準則	医療法人会計基準
開示場所	損益計算書の医業外収益の区分に受取利息及び配当金で表示。	損益計算書の事業外収益の区分に当該勘定科目名で表示。
注記	不要	不要
附属明細表	不要	不要

【関連条文等】

病院会計準則 損益計算書原則 第31 損益計算書の区分

第32 発生主義の原則

第36 経常損益計算

損益計算書原則注解 (注21)

医療法人会計基準 第18条 損益計算書の区分

第20条 経常損益

医療法人会計基準運用指針 10 経過勘定項目について

2. 有価証券売却益

(1) 勘定科目の説明

有価証券売却益とは、売買目的等で保有する有価証券を売却した場合の売却益をいう。医業活動以外の業務から得られる収益であるため、医業外収益として経常損益の部に記載する。

(2) 会計処理

① 病院特有の論点

病院事業における特殊性はない。

② 仕訳例

簿価 120 の有価証券を 150 で売却した。代金は売却手数料 2 を差し引かれた残り 148 が預金口座に証券会社から振り込まれた。

現金及び預金	148	有価証券	120
支払手数料	2	有価証券売却益	30

(3) 開示

	病院会計準則	医療法人会計基準
開示場所	損益計算書の医業外収益の区分に有価証券売却益で表示。 なお、その他有価証券及び満期保有目的の債券の売却益は、その売却が臨時的なものであるため臨時収益の区分に表示。	損益計算書の事業外収益の区分に当該勘定科目名で表示。
注記	不要	不要
附属明細表	不要	不要

【関連条文等】

病院会計準則 損益計算書原則 第 31 損益計算書の区分
第 36 経常損益計算

医療法人会計基準 第 18 条 損益計算書の区分
第 20 条 経常損益

3. 運営費補助金収益

(1) 勘定科目の説明

運営費補助金収益とは、医療機関の運営に係る補助金、負担金をことをいう。つまり、当期の医療機関の運営に関する費用の負担を補助する目的で助成される補助金や負担金について、その収入を当該勘定にて収益計上することとなる。

病院会計準則では、補助金の交付意義が、将来に渡って補助目的に従った事業を行うことであることを踏まえ、その補助金の有無による運営状況への影響が損益計算書上明確になるように、補助金に係る会計処理が整理され、土地のような非償却資産の取得に充てられる補助金を除き、これを負債の部に計上して、補助金の対象業務の進行に応じて収益に計上しなければならないことが規定されている。

なお、通常は運営費に対する補助金は年度単位で交付されることとなるため、その年度の収益に計上される。なお、翌期以降の運営費に対応する場合は、期間等で按分され、前受補助金として負債計上することに留意する。

(2) 会計処理

① 病院特有の論点

病院への補助金は、国・地方自治体等から、へき地保健医療対策、救急医療対策、公的医療施設、教育関係施設等の整備事業費や運営事業費を補助する目的で交付されるものである。

病院会計準則では補助金の会計処理について、補助金の性格の違いにより、それぞれの業務の進行に応じた収益化を行う会計処理を採用したが、このような補助金の取扱いは、医業費用を把握する観点から会計処理の見直しがなされたもので、独立行政法人会計や国立大学法人会計においても採用されている。

なお、寄附金や受贈益は、補助金と同様な場合もあるが、病院会計準則では、収益の繰延処理が想定されていない。

② 仕訳例

補助金の会計処理のうち、補助金の分類と会計処理の説明については、「第 2 章 貸借対照表・負債・II 固定負債・7. 長期前受補助金」にて詳細な解説を行っているため、ここでは運営費や研究費など

の費用支出負担を補助する目的で助成される補助金の説明のみを行う。

(i) 費用負担を補助する目的で助成される補助金の会計処理

補助金は、補助対象の違いにより対応する費用計上年度が異なるため、費用計上する年度に対応させて収益化（収益としての認識）する。

具体的には、費用負担を補助する目的で助成される補助金は、当該助成年度に収益計上を行う。

(ii) 具体的な仕訳例での説明

単年度の費用負担を補助する目的で助成される補助金の会計処理について、仕訳例にて説明を行う。

(A) 当年度の運営費補助金 500 を当年度に受け入れた場合

(a) 補助金受入れ時：収益計上

現金及び預金	500	/	運営費補助金収益	500
--------	-----	---	----------	-----

(B) 当年度の運営費補助金 500 が期末時に未収（翌年度入金）の場合

(a) 当年度期末時：収益計上

未収金	500	/	運営費補助金収益	500
-----	-----	---	----------	-----

(b) 翌年度補助金受入れ時

現金及び預金	500	/	未収金	500
--------	-----	---	-----	-----

(C) 翌年度の運営費補助金 500 を当年度に受け入れた場合

(a) 当年度補助金受入れ時

現金及び預金	500	/	前受収益	500
--------	-----	---	------	-----

(b) 翌年度：収益計上

前受収益	500	/	運営費補助金収益	500
------	-----	---	----------	-----

(D) 補助金の返還についての会計処理

補助金の返還は通常想定されていないが、助成された金額よりも実際に必要となった支出金額が少なくなった場合等には、補助金の一部を返還することが求められる場合がある。補助金の受入れと返還が、同一の会計期間に発生するのであれば、受入金額の修正処理を行うこととなる。受入会計年度の翌年以降に返還する場合は、以下示す仕訳のように会計処理を行う。

(a) 単年度の費用負担を補助する目的で助成される補助金の返還処理

前期の運営費補助金を前年に受け入れたが、当期に 100 を返還した。

その他の臨時費用	100	/	現金及び預金	100
----------	-----	---	--------	-----

(3) 開示

	病院会計準則	医療法人会計基準
開示場所	損益計算書の医業外収益に運営費補助金収益で表示。	運営費補助金のように補助対象となる支出が事業費に計上されるものについては、当該補助対象の費用と対応させるため、事業収益に計上（医療法人会計基準運用指針 19②）。
注記	不要	補助金等の会計処理について注記する。
附属明細表	補助金明細表を作成。 補助金明細表は、施設設備補助金と運営費補助金を区別して、種類、交付元、収入総額、当期収益額、負債計上額、補助金交付基準の概要を補助金ごとに記載する。	不要

【関連条文等】

病院会計準則 貸借対照表原則 第 19 貸借対照表科目の分類

貸借対照表原則注解 (注 15)

損益計算書原則 第 36 経常損益計算

医療法人会計基準 第 20 条 経常損益

医療法人会計基準運用指針 19 補助金等の会計処理について

4. 施設設備補助金収益

(1) 勘定科目の説明

施設設備補助金収益とは、施設設備に係る負担金のうち、当該会計期間に配分され収益として計上された金額である。病院会計準則においては、補助金に係る会計処理が整理され、土地のような非償却資産の取得に充てられる補助金を除き、負債の部に計上し補助金の対象業務の進行に応じて収益に計上しなければならないと規定されている。そのため、設備の取得に対して補助金が交付された場合は、当該設備の耐用年数にわたってこれを配分することになる。

つまり、長期前受補助金として計上されている残高を、補助金を財源として取得した償却性資産の減価償却の発生と対応して取り崩し（収益化）、当期収益額を計上する勘定科目である。

(2) 会計処理

① 病院特有の論点

病院への補助金は、国、自治体等から、へき地保健医療対策、救急医療対策、公的医療施設、教育関係施設等の整備事業費や運営事業費を補助する目的で交付されるものである。

病院会計準則は補助金の会計処理について、補助金の性格の相違により、それぞれの業務の進行に応じた収益化を行う会計処理を採用したが、このような補助金の取扱いは、医業費用の総額を把握する観点から会計処理の見直しがなされたもので、独立行政法人会計や国立大学法人会計においても採用されているものである。

なお、寄附金や受贈益は補助金と同様な場合もあるが、病院会計準則では、収益の繰延処理は想定されていない。

② 仕訳例

補助金の会計処理のうち、補助金の分類と会計処理の説明については、「第3章 貸借対照表・負債・II 固定負債・7. 長期前受補助金」にて詳細な解説を行っている。ここでは償却資産の取得支出負担を補助する目的で助成される補助金と、非償却資産の取得支出負担を補助する目的で助成される補助金の説明を行う。

(i) 補助金の分類と会計処理】

これら分類した補助金は、補助対象の違いにより対応する費用計上年度が異なるため、費用計上する年度に対応させて収益化（収益としての認識）する。

具体的には、以下のように処理を行うことになる。

●償却資産の取得支出負担を補助する目的で助成される補助金は、助成対象償却資産の減価償却に対応して収益計上を行う。

●非償却資産の取得支出負担を補助する目的で助成される補助金については、純資産の部に計上する。償却資産の費用負担を補助する目的で助成される補助金の会計処理について、以下簡単な仕訳例にて説明を行う。

(A) 償却資産の取得支出負担を補助する目的で助成される補助金の会計処理

償却資産補助金 1,000 を期首に受け入れ、同時に医療用器械（取得価額 1,000、定額法、耐用年数 5 年、残存価額 0）を取得した場合

(a) 補助金受入れ時

現金及び預金	1,000	／	長期前受補助金	1,000
--------	-------	---	---------	-------

(b) 設備取得時

医療用器械	1,000	／	現金及び預金	1,000
-------	-------	---	--------	-------

(c) 期末時設備減価償却計上

減価償却費	200	／	減価償却累計額	200
-------	-----	---	---------	-----

(d) 期末時補助金収益化

長期前受補助金	200	／	施設設備補助金収益	200
---------	-----	---	-----------	-----

(B) 非償却資産の取得支出負担を補助する目的で助成される補助金の会計処理

非償却資産補助金 1,000 を期首に受け入れ、土地（取得価額 1,000）を取得した場合

(a) 補助金受入れ時

現金及び預金	1,000	／	純資産	1,000
--------	-------	---	-----	-------

(b) 土地取得時

土地	1,000	／	現金及び預金	1,000
----	-------	---	--------	-------

(ii) 補助金の返還についての会計処理

補助金を返還することは通常想定されていないが、一定の要件に当てはまる場合に返還する場合があります。補助金の受入れと返還が同会計期間であれば、受入金額の修正処理を行うこととなる。受入れを行った会計年度以降に返還になる場合や補助金対象資産を売却することを理由として返還する場合は、以下示す仕訳のように会計処理を行う。

(A) 償却資産の取得支出負担を補助する目的で助成される補助金の返還処理

前年度に償却資産補助金 1,000 を受け入れ、医療用器械（取得価額 1,000、定額法、耐用年数 5 年、残存価額 0）を取得した(i)(A)と同じ設定)。当年度に当該医療用器械を 700（簿価 800）で売却し、補助金全額を返還した。

(a) 医療用器械売却時

現金及び預金	700	医療用器械	1,000
減価償却累計額	200		
固定資産売却損	100		

(b) 補助金返還時

長期前受収益	800	現金及び預金	1,000
その他の臨時費用	200		

(B) 非償却資産の取得支出負担を補助する目的で助成される補助金の返還処理

前年度に非償却資産補助金 1,000 を受け入れ、土地（取得価額 1,000）を取得した(i)(B)と同じ設定)。当年度に当該土地を 900 で売却し、補助金全額を返還した。

(a) 土地売却時

現金及び預金	900	土地	1,000
固定資産売却損	100		

(b) 補助金返還時

純資産	1,000	現金及び預金	1,000
-----	-------	--------	-------

(3) 開示

医療法人会計基準では、「固定資産の取得に係る補助金等については、直接減額方式又は積立金経理により圧縮記帳する」（医療法人会計基準運用指針 19①）と規定している。一方で病院会計準則では固定資産の取得に係る補助金等はいったん負債に計上され、減価償却費の発生度合に応じて順次収益化し、医業外収益として計上されることとなる。

	病院会計準則	医療法人会計基準
開示場所	損益計算書の医業外収益に施設設備補助金収益で表示。	固定資産の取得に係る補助金等については、直接減額方式又は積立金経理により圧縮記帳する（医療法人会計基準運用指針 19①）。
注記	不要	補助金等の会計処理について注記する。
附属明細表	補助金明細表を作成。 補助金明細表は、施設設備補助金と運営費補助金を区別して、種類、交付元、収入総額、当期収益額、負債計上額、補助金交付基準の概要を補助金ごとに記載する。 ・非償却資産の取得のために交付を受けた補助金は、内容と金額を附属明細表に注記する。 ・非償却資産の補助金の受入れは純資産の増加をもたらすため、純資産明細表において内容と金額を注記する。	不要

【関連条文等】

病院会計準則 貸借対照表原則 第 19 貸借対照表科目の分類

貸借対照表原則注解 (注 15)

損益計算書原則 第 36 経常損益計算

医療法人会計基準 第 20 条 経常損益

医療法人会計基準運用指針 19 補助金等の会計処理について

5. 患者外給食収益

(1) 勘定科目の説明

患者外給食収益とは、従業員や付添人など患者以外に対して給食を提供している場合にその自己負担額の受入収入のことをいう。医業以外の業務から得られる収益であるため、患者に提供した食事に対する収益と区別して医業外収益として経常損益の部に記載する。

(2) 会計処理

① 病院特有の論点

病院事業において本業は医業であり、医業の対象は患者に限られるため、同じ給食であっても患者以外のものに対して実施した給食の自己負担額は医業外収益として把握される。

② 仕訳例

付添人に食堂で1食60の定食を提供した。

現金及び預金	60	/	患者外給食収益	60
--------	----	---	---------	----

(3) 開示

	病院会計準則	医療法人会計基準
開示場所	損益計算書の医業外収益の区分に患者外給食収益で表示。	損益計算書の事業損益の区分に事業収益として表示。
注記	不要	不要
附属明細表	不要	不要

【関連条文等】

病院会計準則 損益計算書原則 第31 損益計算書の区分
第36 経常損益計算

医療法人会計基準 第18条 損益計算書の区分
第20条 経常損益

6. その他の医業外収益

(1) 勘定科目の説明

その他の医業外収益とは、医業活動以外の原因から生ずる収益であって経常的に発生するものであり、前掲の科目に属さない医業外収益を処理する勘定科目をいう。ただし、金額が大きいものは、その内容がわかるような独立の勘定科目を設けて表示する。

(2) 会計処理

① 病院特有の論点

病院を運営するにあたって設置する駐車場や売店などの収入は、医業外の収益として計上する。

② 仕訳例

自動販売機売上が46あった。

現金及び預金	46	/	その他の医業収益	46
--------	----	---	----------	----

(3) 開示

	病院会計準則	医療法人会計基準
開示場所	損益計算書の医業外収益の区分に当該勘定科目名で表示。 ただし、金額が大きいものについては、その内容がわかるような独立の科目を設けて表示することが必要。	損益計算書の事業損益の区分に事業収益として表示。
注記	不要	不要
附属明細表	不要	不要

【関連条文等】

病院会計準則 損益計算書原則 第31 損益計算書の区分
第36 経常損益計算

医療法人会計基準 第18条 損益計算書の区分
第20条 経常損益

2 医業外費用

医業外費用は、医業本来の活動以外の原因から生じる経常的な費用であり、支払利息や有価証券売却損、患者外給食用材料費、診療費減免額、医業外貸倒損失、貸倒引当金医業外繰入額などが挙げられる。

一方、医療法人会計基準における損益計算書では、医業外費用という区分はなく、事業外費用という区分が設定されている。事業外費用には、資金調達に係る費用を計上することとなっている。したがって、病院会計準則では医業外費用として処理されるものであっても、医療法人会計基準においては、資金調達にかかる費用以外は事業費用に計上されることとなる（医療法人会計基準運用指針 18）。

このため、病院を開設する医療法人では、病院単位の財務諸表では医業外としていたものを、医療法人全体の財務諸表作成にあたっては事業費用に組み替えるか、当初から事業（医業）収益又は事業（医業）費用として処理し、病院単位の財務諸表では、その旨と金額を注記して、病院会計準則に従った損益もわかるようにすることが求められている（ガイドライン 4-3）。

1. 支払利息

(1) 勘定科目の説明

短期借入金及び長期借入金に係る支払利息である。

借入金の利息については時の経過、すなわち借入期間に応じて費用が発生するため、貸借対照表日までの借入期間に対応する未払額は当期の損益計算に計上するとともに貸借対照表の負債の部に未払利息として計上する。一方、当期の支払額のうち、前期に属する借入期間に対応する金額は前期末に計上された未払利息と相殺することによって当期の損益計算から控除する。

(2) 会計処理

① 病院特有の論点

病院事業における特殊性はない。

② 仕訳例

(ア) 利息の支払い

銀行からの長期借入金の利息として、100 を預金で支払った。

支払利息	100	/	預 金	100
------	-----	---	-----	-----

(3) 開 示

	病院会計準則	医療法人会計基準
開示場所	損益計算書の医業外費用の区分に支払利息として表示。	損益計算書の事業外費用の区分に支払利息として表示。
注 記	不要	不要
附属明細表	不要	不要

【関連条文等】

病院会計準則 損益計算書原則 第 31 損益計算書の区分

第 32 発生主義の原則

第 36 経常損益計算

損益計算書原則注解 （注 21）

医療法人会計基準 第 18 条 損益計算書の区分

第 20 条 経常損益

医療法人会計基準運用指針 10 経過勘定項目について

2. 有価証券売却損

(1) 勘定科目の説明

有価証券売却損とは、売買目的等で所有する有価証券を売却した場合の売却損をいう。医業活動以外から生じる損失であるため、医業外費用として経常損益の部に記載する。

(2) 会計処理

① 病院特有の論点

病院事業における特殊性はない。

② 仕訳例—有価証券の売却

有価証券（簿価 1,000）を 800 で売却し、売却代金は預金に入金された。

預 金	800	/	有価証券	1,000
有価証券売却損	200			

(3) 開示

	病院会計準則	医療法人会計基準
開示場所	損益計算書の医業外費用の区分に 有価証券売却損として表示。	損益計算書の事業外費用の区分に 支払利息として表示
注記	不要	不要
附属明細表	不要	不要

【関連条文等】

病院会計準則 損益計算書原則 第 31 損益計算書の区分
第 36 経常損益計算

医療法人会計基準 第 18 条 損益計算書の区分
第 20 条 経常損益

3. 患者外給食用材料費

(1) 勘定科目の説明

患者外給食用材料費とは、従業員等患者以外に提供した食事に対する材料費を処理する勘定科目である。ただし、給食業務を委託している場合は、その他の委託費（患者外給食委託費）とする。

(2) 会計処理

① 病院特有の論点

病院事業における特殊性はない。

② 仕訳例

(i) 材料費の購入

給食用材料を購入し、購入代金として 5,000 を支払い、給食用材料費として会計処理した。

給食用材料費	5,000	／	預金	5,000
--------	-------	---	----	-------

(ii) 患者外給食用材料費への振替え

月次決算において、このうち患者外付添人・従業員等の給食に使用した材料費は 1,000 であったことが報告されたため、患者外給食用材料費に振り替えた。

患者外給食用材料費	1,000	／	給食用材料	1,000
-----------	-------	---	-------	-------

(3) 開示

	病院会計準則	医療法人会計基準
開示場所	損益計算書の医業外費用の区分に 患者外給食用材料費として表示。	損益計算書の事業損益の区分に事業 費用として表示。
注記	不要	不要
附属明細表	不要	事業費用明細表において、中区分 科目別に記載するか費目別に法人 全体の金額を記載する。

【関連条文等】

病院会計準則 損益計算書原則 第 31 損益計算書の区分
第 36 経常損益計算

医療法人会計基準 第 18 条 損益計算書の区分
第 20 条 経常損益

4. 診療費減免額

(1) 勘定科目の説明

診療費減免額とは、患者に無料または低額な料金で診療を行う場合の割引額などを処理する勘定科目である。

なお、従業員及びその家族に対する診療、健康診断、予防接種などを行った場合における減免額は「福利厚生費」に計上することに留意する。

(2) 会計処理

① 病院特有の論点

病院事業における特殊性はない。

② 仕訳例

生活困窮者に対して、本来 100 の診療報酬患者負担を 50 に減免した。

患者外給食用材料費	1,000	/	給食用材料	1,000
-----------	-------	---	-------	-------

(3) 開示

	病院会計準則	医療法人会計基準
開示場所	損益計算書の医業外費用の区分に診療費減免額として表示。	損益計算書の事業損益の区分に事業費用として表示。
注記	不要	不要
附属明細表	不要	事業費用明細表において、中区分科目別に記載するか費目別に法人全体の金額を記載する。

【関連条文等】

病院会計準則 損益計算書原則 第 31 損益計算書の区分
第 36 経常損益計算

医療法人会計基準 第 18 条 損益計算書の区分
第 20 条 経常損益

5. 医業外貸倒損失

(1) 勘定科目の説明

医業外貸倒損失とは、医業未収金以外の債権に対する回収不能額のうち、前期に計上されていた貸倒引当金で填補されない部分の金額を処理する勘定科目である。

つまり、前期末の貸付金などの医業外の債権に対して引き当てた貸倒引当金の金額以上の回収不能が確定した場合や当期に発生した医業外の債権が回収不能になった場合に計上される科目である。

(2) 会計処理

① 病院特有の論点

病院事業における特殊性はない。

② 仕訳例—医業外債権の貸倒発生

すでに退職した従業員 A 氏に対する長期貸付金 1,000 について、A 氏が所在不明となり、実質的に回収不能となったため、今期決算で貸倒処理した。貸倒引当金は設定していなかったと仮定する。

医業外貸倒損失	1,000	/	長期貸付金	1,000
---------	-------	---	-------	-------

(3) 開示

	病院会計準則	医療法人会計基準
開示場所	損益計算書の医業外費用の区分に医業外貸倒損失として表示。	損益計算書の事業損益の区分に事業費用として表示。
注記	不要	不要
附属明細表	不要	事業費用明細表において、中区分科目別に記載するか費目別に法人全体の金額を記載する。

【関連条文等】

病院会計準則 損益計算書原則 第 31 損益計算書の区分
第 36 経常損益計算

医療法人会計基準 第 18 条 損益計算書の区分
第 20 条 経常損益

6. 貸倒引当金医業外繰入額

(1) 勘定科目の説明

貸倒引当金医業外繰入額とは、当会計期間中に発生した医業未収金以外の債権の発生額うち、回収不能と見積られる部分の金額を処理するための勘定科目である。

(2) 会計処理

① 病院特有の論点

病院事業における特殊性はない。

② 仕訳例—引当金の計上

従業員向け長期貸付金の将来の貸倒れによる損失に備えて、今期決算で1,000の貸倒引当金を計上した。

貸倒引当金医業外繰入額	1,000	/	貸倒引当金	1,000
-------------	-------	---	-------	-------

(3) 開示

	病院会計準則	医療法人会計基準
開示場所	損益計算書の医業外費用の区分に貸倒引当金医業外繰入額として表示。	損益計算書の事業損益の区分に事業費用として表示。
注記	不要	不要
附属明細表	不要	事業費用明細表において、中区分科目別に記載するか費目別に法人全体の金額を記載する。

【関連条文等】

病院院会計準則 貸借対照表原則 第24 医業未収金、未収金、貸付金等の貸借対照表価額

損益計算書原則 第31 損益計算書の区分

第36 経常損益計算

病院会計準則注解 (注10)

医療法人会計基準 第12条 金銭債権の評価

第18条 損益計算書の区分

第20条 経常損益

医療法人会計基準運用指針 12 引当金の取扱いについて

27 附属明細表について②

7. その他の医業外費用

(1) 勘定科目の説明

その他の医業外費用とは、医業活動以外の原因から生ずる費用であって経常的に発生するものであり、前掲の科目に属さない医業外費用を処理する勘定科目をいう。ただし、金額が大きいものについては、独立の科目を設けて表示する。

(2) 会計処理

① 病院特有の論点—現金過不足の処理

病院事業において、現金は会計窓口で多数の患者から現金収受が行われるため実務上は最低日次ごとに締め処理を実施し、帳簿上の現金と実際の手許現金を照合する。

会計窓口での収受金額と現金有高が一致しない場合は、すみやかにその原因を追及する必要がある。その原因が不明であった場合は、現金過不足報告など所定の手続きを行ったうえで、現金過不足として、実際の現金が少ない場合は「その他の事業外費用」に、実際の現金が多い場合は「その他の事業外収益」として、費用または収益として会計処理する。

現金過不足の管理は毎日実施するが、会計処理は、日次で窓口収入計上を行っている場合は日次で行い、月次で収入計上する場合は、日々の現金過不足分を月次もしくは定期的に現金過不足としてまとめて「その他の医業外費用」あるいは「その他の医業外収益」として会計処理を行うことが実務的には多いと思われる。

(2) 仕訳例

会計窓口で現金不足となっているもの100について、現金過不足勘定からその他の医業外費用に振り替える。

その他の医業外費用	100	/	現金過不足	100
-----------	-----	---	-------	-----

(3) 開示

	病院会計準則	医療法人会計基準
開示場所	損益計算書の医業外費用の区分に その他の医業外費用として表示。 ただし、金額が大きいものについては、 独立の科目を設ける。	損益計算書の事業損益の区分に事業 費用として表示。 ただし、金額が大きいものについては、 独立の科目を設ける。
注記	不要	不要
附属明細表	不要	事業費用明細表において、中区分科目 別に記載するか費目別に法人全体の 金額を記載する。

【関連条文等】

病院会計準則 損益計算書原則 第 31 損益計算書の区分
第 36 経常損益計算

医療法人会計基準 第 18 条 損益計算書の区分
第 20 条 経常損益